

●補助金交付に係る手続きの流れ

(1) 申請

①見守り支援機器（付属機含む）を購入した者又はレンタルを開始した者は、その6月以内に補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市に提出する。

- ・補助対象費用の支払を証する書類の写し（領収書等）
- ・見守り支援機器等の利用に係る契約書等の写し

(2) 交付決定及び額の確定

①市が申請を基に審査を行う。

ア 補助金の交付が適当と認められる場合

補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

イ 補助金の交付が適当と認められない場合

補助金を交付しない旨を申請者に通知する。

(3) 請求

①補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者は、補助金請求書（様式第3号）を市に提出する。

(4) 補助金の交付

①市は、請求書の内容を審査し、適当と認められる場合は、その請求額を交付する。

(5) 変更届

①申請した内容等に変更がある場合は、変更届（様式第4号）を市に提出する。